

改正

昭和42年7月1日条例第24号

昭和56年4月1日条例第32号

平成4年3月12日条例第13号

平成10年12月7日条例第56号

平成16年3月12日条例第30号

世田谷区監査委員条例

(通則)

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）及びこれに基づく政令に規定するもの並びに別に世田谷区条例で定めるものを除くほか世田谷区監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項は、この条例の定めるところによる。

一部改正〔昭和56年条例32号・平成16年30号〕

(議員のうちから選任する監査委員の数)

**第2条** 議員のうちから選任する監査委員の数は、2人とする。

(常勤の監査委員の数)

**第3条** 常勤の監査委員の数は、1人とする。

追加〔平成4年条例13号〕

(監査等の通知及び結果に関する報告等)

**第4条** 監査又は検査を行うときは、監査委員は、期日を指定し、あらかじめその対象となるものに通知するものとする。ただし、緊急に実施する必要があるときは、この限りでない。

2 監査若しくは検査の結果に関する報告、勧告、意見等を決定したとき、又は執行機関等から当該監査の結果に基づき、若しくは当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知を受けたときは、監査委員は、これを速やかに提出し、送付し、通知し、又は公表するものとする。

3 審査の意見を決定したときは、これを速やかに区長に提出するものとする。

一部改正〔昭和56年条例32号・平成4年13号・10年56号〕

(外部監査人の監査の結果等に関する公表)

**第5条** 外部監査人（法第252条の27第1項に規定する外部監査契約を世田谷区と締結した者をいう。以下同じ。）から監査の結果に関する報告の提出及び当該監査の結果に関する報告に添えて意見

の提出があったとき、並びに当該監査の結果について執行機関等に意見を提出したとき、又は執行機関等から外部監査人の監査の結果に基づき、若しくは当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知を受けたときは、監査委員は、これを速やかに公表するものとする。

- 2 住民監査請求に係る外部監査人の監査の結果に関する報告に基づき、請求に理由があるかどうかの決定及び勧告についての決定を行ったとき、又は執行機関等から当該勧告に基づき措置を講じた旨の通知を受けたときは、監査委員は、これを速やかに公表するものとする。

追加〔平成16年条例30号〕

(公表の方法)

**第6条** 第4条第2項及び前条に規定する公表は、世田谷区の公表について定められているものの例による。

一部改正〔昭和56年条例32号・平成4年13号・16年30号〕

(事務局の設置等)

**第7条** 監査委員に事務局を置く。

- 2 監査委員の事務局は、世田谷区監査事務局（以下「事務局」という。）と称する。
- 3 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

全部改正〔昭和56年条例32号〕、一部改正〔平成4年条例13号・16年30号〕

(庶務に関する事務)

**第8条** 文書、公印その他の庶務に関する事務の処理については、区長の事務部局において定められているものの例による。

一部改正〔平成4年条例13号・16年30号〕

(委任)

**第9条** この条例の施行について必要な事項は、監査委員が定める。

一部改正〔平成4年条例13号・16年30号〕

**付 則**

- 1 この条例は、昭和40年4月1日から施行する。
- 2 東京都世田谷区監査委員条例（昭和39年3月東京都世田谷区条例第1号）は、廃止する。

付 則（昭和42年7月1日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和56年4月1日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成4年3月12日条例第13号）

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第3条及び第4条の改正規定は、公布の日から施行する。（平成4年11月規則第98号で、同4年12月1日から施行）

**附 則**（平成10年12月7日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成16年3月12日条例第30号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。